

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西和賀町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岩手県西和賀町長

## 公表日

平成27年6月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金関係法等に則り、国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意含む)・資格喪失届・付加保険料の申出・辞退届の受理、被保険者種別変更届の受理、被保険者の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除含む)・法定免除廃止届の受理、基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定の受付、未支給年金等各種届出の受付等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①被保険者の資格や年金受給者の管理</li><li>②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 住民情報システム(国民年金)</li><li>2. 団体内宛名統合システム</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"><li>1. 国民健康保険被保険者台帳ファイル</li><li>2. 国民年金台帳ファイル</li><li>3. 個人住民税課税対象者ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一 第31項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民課	
②所属長	課長 高鷹 仁	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	西和賀町 総務課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	西和賀町 町民課	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>	

